

環境基本計画に伴う事業・施策報告書

(平成28年度分実績 年次報告)

宇 城 市

平成28年度実施 宇城市環境基本計画に伴う事業・施策

〔目次〕

1. 豊かな自然と共生するまち	3
個別目標1：豊かな自然環境を守り育てます	4
(1) 豊かな自然の保全と再生	4
(2) 生物多様性の確保	5
個別目標2：恵豊かな大地と命を育む農業を展開します	6
(3) 恵豊かな農地の保全	6
個別目標3：自然とのふれあいを大切にします	8
(4) 自然とのふれあい促進	8
2. 健康で安心して住み続けられるまち	11
個別目標1：さわやかな澄んだ大気を守ります	12
(1) 大気汚染・悪臭の防止	12
個別目標2：清らかな水環境を守ります	14
(2) 水環境対策	14
(3) 土壌環境対策	15
個別目標3：静かで落ち着ける生活環境を守ります	16
(4) 騒音・振動対策	16
3. 美しくやすらぎを感じる快適なまち	18
個別目標1：花と緑に囲まれたまちづくりを進めます	19
(1) 花と緑の快適空間の創造	19
個別目標2：まちの美観向上に努めます	20
(2) 美しい都市景観の形成	20
個別目標3：まちの歴史や文化を大切にします	21
(3) 地域の歴史・文化の保存と継承	21
個別目標4：人と環境に配慮した交通体系を目指します	22
(4) 交通の円滑化と交通渋滞の緩和	22
(5) 安全な歩行・自転車走行空間の確保	23
4. 資源が循環する環境にやさしいまち	24
個別目標1：ごみの少ないまちを目指します	25
(1) ごみの発生抑制・減量化・再利用・リサイクルの推進	25
(2) 廃棄物の適正処理の徹底	26
個別目標2：省資源に努めもったいない運動を推進します	27
(3) 環境に配慮した生活様式の推進	27
個別目標3：環境と経済が好循環するまちを目指します	27
(4) 環境にやさしい産業の創出・育成	27
5. こどもたちにリレー出来る地球環境を育むまち	29
個別目標1：地球温暖化の防止に努めます	29

(1) 地球温暖化対策の推進	29
個別目標2：地球環境保全への貢献活動を推進します	30
(2) オゾン層の保護、酸性雨対策等の推進	30
(3) 国際的視野での環境貢献活動の推進	31
6. みんなで築く協働のまち	32
個別目標1：環境活動にむけた人づくりを進めます	32
(1) 環境教育・環境学習の推進	32
個別目標2：市民・事業者・市の参加と協働による環境活動を展開します	34
(2) 市民・事業者・市のパートナーシップの形成	34

平成28年度実施 宇城市環境基本計画に伴う事業・施策

1. 豊かな自然と共生するまち

個別目標1：豊かな自然環境を守り育てます	
基本施策	施策の内容
(1) 豊かな自然の保全と再生	◆森林の保全と再生 ◆水辺環境の保全と再生 ◆海域環境の保全と再生
(2) 生物多様性の確保	◆生息・生育空間の保全と再生 ◆水と緑のネットワークの形成 ◆在来種保護の推進
個別目標2：恵豊かな大地と命を育む農業を展開します	
(3) 恵豊かな農地の保全	◆農地の保全・育成
	◆里山環境の保全・活用
	◆人や環境にやさしい農業の推進
個別目標3：自然とのふれあいを大切にします	
(4) 自然とのふれあい促進	◆ふれあいの場の創出
	◆ふれあい活動の充実

《 環境指標 》

指標項目	現況値	中間目標値	目標値	H28年度末 現在値
	H19年策定 現況値	(策定時中間目標値) H23年現況値	(策定目標値) 見直目標値	
●自然の美しさに対する満足	33.1%	(40%) 未調査	(50%) 50%	40.4%
●森林面積	6,147ha	(6,125ha) 6,122ha	(6,105ha) 6,121ha	※1 5,956ha
●農地面積(耕地面積)	6,097ha	(5,930ha) 5,925ha	(5,760ha) 5,873ha	※2 5,700ha
●エコファーマー認定農家数	491戸	(550戸) 434戸	(600戸) 477戸	292戸
●市民の自然にふれあえる場所の多さに対する満足度	20.9%	(30%) 未調査	(40%) 40%	24.9%

※1 2015 農林業センサス

※2 平成28年度 農林水産関係市町村別統計

個別目標 1：豊かな自然環境を守り育てます

(1) 豊かな自然の保全と再生

本市は、市土の約3割を占める森林や、大野川・五丁川をはじめとする河川、萩尾溜池など数多くの溜池からなる水辺環境、不知火海湾岸に広がる干潟等、多様な自然環境に恵まれています。

森林は、林産物の供給だけでなく、豊かな地下水を育み、土砂崩れの防止や洪水の調整を行い、また、大気中の二酸化炭素を吸収することで温暖化防止に重要な役割を果たすなど多面的な機能を発揮し、人間の生活に密接に関わっています。また、国道3号から西側の平野部は江戸時代にできた干拓地であり、その干拓地に広がる農地の水を潤すために、多くの溜池を築いてきました。このように、本市は、豊かな自然の恩恵を受けながらも、その自然の姿を改変させながら、生活の基盤を形づくってきたと言えます。

本市を取り巻く美しい水と緑は、人間生活に欠かせないだけでなく、動植物の生息・生育空間でもあります。この多様な自然環境を守り、将来世代に継承していくための施策を展開します。

◆森林の保全と再生

○健全な森林環境を維持するため、間伐や保育などによる人工林の適切な管理を進めます。

○国土保全、水資源の涵養、保健・文化・教育的利用、生物多様性の保全、地球温暖化防止などの公益的機能の発揮を目指した森林整備を推進します。

○森林を保全・育成することの大切さについて、市民の関心を高めるための意識高揚策を推進します。

◆水辺環境の保全と再生

○河川上流域の森林の適正管理を推進し、河川水量の維持、地下水や湧水地の保全を推進します。

○土砂堆積による溜池等の環境悪化に配慮し、浚渫工事による安全で美しい水辺環境づくりを推進します。

○干潟における土砂堆積の防止や改善整備を推進し、干潟環境の再生を図っていきます。

◆海域環境の保全と再生

○海底に堆積した空き缶やプラスチック、海中の浮遊物などの除去・清掃活動により漁場環境の回復・保全を推進します。

○高潮や洪水・湛水等の災害に強い安全な海岸づくりを推進します。

(2) 生物多様性の確保

大野川河口周辺の干潟では貴重な貝類や野鳥が生息しているほか、市東部の中山間地域ではカスミサンショウウオなどが生息しています。しかし、環境の悪化に伴い、

生態系の分布状況も変化を見せています。多様な生物が生息する空間は、人間にとっても生命の基盤となる貴重な空間です。

動植物の生息・生育状況を把握するとともに、その保護に努め、多様な生物が生息・生育する自然環境の保全と再生にむけた施策を展開します。

◆生息・生育空間の保全と再生

○市民や専門家との協働により、野生動植物の生息・生育状況に関する調査研究・情報収集を推進します。

○森林における多様な生態系を維持するため、地域特性に応じた広葉樹林の拡大を推進し、自然性の高い森林づくりを進めます。

○干潟や藻場は、海生生物の繁殖・生育・採餌・移動分散の場であり、生物の多様性を保全する上から、その機能向上を図っていきます。

○開発行為等に対する適正指導に努め、治山・治水事業にあたっては動植物の生息・生育環境に配慮した工法を導入します。

○人工構造物等により生態系分断の恐れがある場合は、エコロード等の移動空間の確保を図るなど必要な対策を推進します。

○里山の魅力を再確認し、保全と活用を図ります。

○森林環境の悪化等に伴い、イノシシが里に降りて農地を荒らすなどの被害や、カラスの異常発生による農作物の被害などが拡大してきており、有害鳥獣の適切な駆除を図るとともに、本来の野生動物の棲みかを守るための保全策を講じていきます。

◆水と緑のネットワークの形成

○森林地帯や干潟等の沿岸部、溜池等の水辺地等、豊かな自然環境の核と、市街地内の公園や鎮守の森など点在する緑空間を、街路樹や河川等の水や緑で結び多様な環境の連続性が確保できるよう、水と緑のネットワーク化を推進します。

◆在来種保護の推進

○外来種や園芸種、ペットの適正な飼育・管理を行い、自然の中に逃げたりしないよう指導・啓発に努めます。

○郷土在来の動植物が繁栄できる環境を復元するため、セイタカアワダチソウの刈り取りや、ブラックバスの移入制限を図るなど、健全な生態系を保全します。

○不知火町桂原のマングローブについては、魚付き林としての目的から、漁協と協議し試験植栽されたものであり、今後もその生育・繁殖状況については、調査観察を行っていきます。

担当部署	事業・施策	概要
衛生環境課	NPO法人宇城市環境保全隊との連携事業	不知火海沿岸に漂着堆積したごみが、動植物の生育環境や景観を悪化させるため、漁協、建設業協会、NPOと連携し、ごみの撤去作業を行っています。

◆農地の保全・育成

- 優良農地の保全を図るため、国土利用計画法、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法などにに基づき、計画的かつ長期的な土地利用を進めます。
- 農地の利用集積を推進し、耕作放棄地の抑制を図ります。
- 定年帰農者でも利用しやすい、農業指導付きの貸し農園や市民農園整備、菜の花、ヒマワリ等の景観作物の栽培など、遊休農地の活用を推進します。
- 菜の花の景観を楽しんだあとは、菜種の刈り取り、油かすの堆肥利用、廃油の軽油代替燃料としての利用など、菜の花循環のしくみづくりによる「菜の花プロジェクト」を推進します。

◆里山環境の保全・活用

- 里山や農地、溜池等が一体となった豊かな環境の保全や、生活に身近な里山環境の保全を推進し、環境学習や自然とのふれあい交流の場として生かしていきます。
- 里山周辺の荒廃地を活用した菜園付き住宅などを検討し、自然や農とのふれあいを楽しみながら生活できる環境づくりを推進します。

◆人や環境にやさしい農業の推進

- 農薬や化学肥料使用量の削減を図るため、レンゲ農法等の導入を検討するなど、環境負荷の少ない農業を推進します。
- 農協と連携し、農業で発生する廃プラスチックの回収・処理体制を整え、農業系廃棄物の適正処理を促進します。
- エコファーマー認定農家の拡大を推進します。

担当部署	事業・施策	概要
農政課	農業振興地域整備促進協議会	優良農地の確保を目的とした計画性のある整備を目指しています。 (事業費：353 千円)
	新需給システム推進事業	転作を主体とした、水田の荒廃を防止し、優良農地として将来にわたって確保します。 水田面積 3,946ha (事業費：2,578 千円)
	中山間地域等直接支払交付金(三角・不知火・豊野・小川)	中山間地の持つかん養・保水・景観の保全機能を維持するため、農道補修や環境整備に努めています。 (事業費：60,513 千円)
	資源循環型農業の推進	有機農業推進の中で、化学肥料、化学合成農薬を慣行レベルから5割以上低減する取り組み、合わせて行う取り組み(カバークロープ等)を推進しています。 (事業費：2,009 千円)

農政課	熊本型特別栽培農産物の推進	熊本型特別栽培農産物の生産基準に則して生産された農産物であることを認証し、消費者に提供しています。 認証件数 1 件
	エコファーマー認定推進	低農薬等のエコファーマー認定を推進し、環境に優しい農業を推進しています。 (認定数：平成 28 年度末現在 総数 292 戸)
	小学校との体験農業と料理教室	食農教育の一環として田植えから収穫までを体験し、併せて市の農産物を活用した料理教室等、食の大切さを学ぶ場を設け、地産地消を図っています。
農林水産課	多面的機能支払交付金事業 (旧農地・水・環境保全向上対策)	農地、水路、農道等地域資源の質的向上を図るため、地域ぐるみで行う農業施設の点検補修、生態系保全や景観形成等の共同活動を支援します。 また、平成 24 年度からは老朽化が進む水路等の施設の長寿命化の取組への支援を拡充しています。 (市内 50 地区、事業費：185,671 千円)
農業委員会	遊休農地への景観作物等育成活動	宇城市 2 地区 (旧町単位) で 500～2,000㎡の耕作放棄地 (遊休農地) を農業委員が借り受け、草刈や耕起を行い、菜の花等の景観作物の植え付け、食育学習との連携 (豊野小) として、さつま芋の植え付け・収穫作業を行なっています。 (事業費：71 千円)

個別目標 3：自然とのふれあいを大切にします

(4) 自然とのふれあい促進

宇土半島の北海岸から三角岳、三角の瀬戸、戸馳島沿岸一帯及び大岳周辺は、三角大矢野海辺県立自然公園に指定されています。優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図り、人々の保健・休養等に資することを目的としており、九州自然歩道等も整備されています。また、市東部の誉ヶ丘公園周辺には、野外活動を通じた健全な少年の育成を目的とした県立豊野少年自然の家があり、市外の子どもたちも利用しています。

豊かな自然環境は、憩いややすらぎの空間であるとともに、レクリエーションや観光、環境学習の場ともなり、心のリフレッシュや子どもたちの情操を育む上でも重要な役割を果たします。自然にふれ、自然を実感し感動することは、ふるさとへの愛着や環境を良くしていこうとする意識や行動を育てます。より多くの市民が自然にふれあうことのできる空間や機会の創出を図る施策を展開します。

◆ふれあいの場の創出

○誉ヶ丘公園や萩尾溜池周辺等、水辺や森林空間等の環境特性を生かし、周遊散策で

きる遊歩道を整備・充実し、豊かな自然環境の中で健康づくりを楽しむウォーキングコースや自然とのふれあいを楽しむハイキングコースとして活用します。

○美しい自然にふれ、学び、豊かな心と身体を育てる（環境・教育・健康）観点からも、萩尾溜池から大野川沿い、不知火海沿岸を通り、松合、三角西港までを結ぶ軸線をサイクリングルート・サンセットウォークコースとして位置づけ、活用を図っていきます。

○大田尾海水浴場や若宮海水浴場等の海浜空間の充実を図り、安全に安心して利用できる場を創出します。

○環境ボランティアとの協働により日岳等の里山環境を生かした昆虫観察や竹の子掘り、炭焼き体験など、家族や仲間でする体験学習等の場を創出します。

◆ふれあい活動の充実

○自然観察指導員や環境ボランティアとの協働による自然を楽しむエコツーリズムを推進します。

○自然資源を活用したホタル観察会や星空ウォッチング、スポーツフィッシング大会等の各種イベントを開催します。

○多様な自然の魅力を生かした環境学習の一環として環境活動プログラムの企画立案の促進と、こどもたちにもわかりやすい情報提供を推進します。

担当部署	事業・施策	概要
健康づくり推進課	健康づくり事業	健康ウォーキングを各町5か所で開催しました。地域住民の健康づくりと親睦を目的に取り組んでいます。 (事業費：259千円)
農政課	ふれあい（市民）農園の開放	不知火・豊野の圃場を市民に開放し、農業と触れあう場の提供と、自家菜園を通じて食の大切さを拡げることがを目的に実施しています。 利用者数 不知火地区 25区画 25人 豊野地区 42区画 42人 (事業費：72千円)
教育総務課	集団宿泊教室	「あしきた青少年の家」及び「豊野少年自然の家」において、自然体験活動や集団生活を通して自然を愛する心情を育成しています。 (事業費：1,580千円)
生涯学習課	宇城っ子のつどい	規律ある集団生活を通じてお互いの友情を深め、団体生活の楽しさ、厳しさを学び、「生きる力」をつける契機とするとともに、リーダーの育成を図ることを目的として開催しています。沢登りや星の観察会等の自然とふれあう機会を創出しています。 (事業費：886千円)

2. 健康で安心して住み続けられるまち

個別目標1：さわやかな澄んだ大気を守ります	
基本施策	施策の内容
(1) 大気汚染・悪臭の防止	◆大気監視体制の整備
	◆個人・事業者所有の焼却炉に対する指導
	◆工場・事業所の排出ガスに対する規制・指導
	◆自動車排出ガスによる環境負荷の低減
	◆悪臭の防止
	◆アスベスト対策の推進
個別目標2：清らかな水環境を守ります	
(2) 水環境対策	◆地下水・湧水・井戸等の保全
	◆安全で安定的な水の確保と供給
	◆生活排水・事業所排水対策の推進
	◆雨水の浸透対策
(3) 土壌環境対策	◆土壌環境の監視
	◆農薬等の適正使用
	◆有害廃棄物の適正処理
	◆土壌塩害化対策の推進
個別目標3：静かで落ち着ける生活環境を守ります	
(4) 騒音・振動対策	◆道路交通騒音・振動の低減
	◆鉄道沿線の騒音・振動の低減
	◆工場・事業所の騒音・振動の防止
	◆近隣騒音及び生活騒音対策の推進

《 環境指標 》

指標項目	現況値	中間目標値	目標値	H28年度末 現在値
	H19年策定 現況値	(策定時中間目標値) H23年現況値	(策定目標値) 見直目標値	
●空気のきれいさやにおいの満足度	36.9%	(40%) 未調査	(50%) 50%	43.7%
●海の水のきれいさに対する満足度	6.4%	(15%) 未調査	(25%) 25%	15.2%
●河川の水のきれいさに対する満足度	7.1%	(15%) 未調査	(25%) 25%	11.3%
●湖沼の水のきれいさに対する満足度	3.9%	(15%) 未調査	(25%) 25%	7.5%
●汚水処理人口普及率	71.5%	(75%) 75%	(90%) 90%	80.3%

指標項目	現況値	中間目標値	目標値	H28 年度末 (意識調査は H29.4)
	H19 年策定 現況値	(策定時中間目標値) H23 年現況値	(策定目標値) 見直目標値	
●アイドリングストップ宣言 事業所	(34 事業所) 34 事業所	(42 事業所) 42 事業所	(50 事業所) 50 事業所	未調査
	平成21年度で熊本県の事業は終了しており、具体的事業が実施されておらず、活動休止状態にあり、調査を行っていない。			
●自動車交通騒音基準値超過	5 箇所 —	(3 箇所) 85.2%	(0 箇所) 100%	※3 85.2%
	面的評価であり、超過箇所数でなく基準内住戸の割合で表示する。			
●市民の静かさに関する満足度	39.5%	(50%) 未調査	(60%) 60%	42.2%

※3 平成24年度調査

個別目標1：さわやかな澄んだ大気を守ります

(1) 大気汚染・悪臭の防止

大気汚染や悪臭は、工場・事業所からのばい煙や排気だけではなく、いわゆる都市・生活型公害と言われるように、自動車の排ガスやごみの集積場など日常の都市生活も起因しています。

市民は「空気のきれいさやにおい」に対して4割近くが満足していますが、不満に感じている人も1割以上います。大気汚染防止法に基づく工場・事業所等の規制・指導の強化はもとより、市民一人ひとりが、空気を汚さないよう環境意識を高めていく必要があります。本市には大気環境の現状を調査する測定局がないため、実数として正しく評価することが出来ません。今後は、測定局の設置検討が必要です。

また、以前、石綿鉱山や石綿工場があったことから、住民不安を解消していくためにも、独自の健康管理システムのもと健康チェック体制を今後も引き続き推進していきます。

さわやかな澄んだ空気は、全ての生物が健康に生きていくために不可欠であり、現状を把握するための環境調査の実施や、監視体制の強化等を講じるなど、大気汚染・悪臭の防止を図る施策を展開していきます。

◆大気監視体制の整備

○大気汚染の状況を把握するため、市内の適正な場所に測定局の設置を検討し、定期的な調査を実施する体制を推進します。

○浮遊粒子状物質・窒素酸化物・二酸化硫黄・光化学オキシダント・ダイオキシン類等の測定結果に基づき、環境基準達成状況を把握し、市民に公表するとともに、適切な対応を行います。

◆個人・事業者所有の焼却炉に対する指導

○野焼きの防止や、焼却炉の適正な使用について、指導・啓発を行います。

◆工場・事業所の排出ガスに対する規制・指導

○県と連携を図りながら大気汚染防止の啓発並びに苦情対応・指導を行います。

◆自動車排出ガスによる環境負荷の低減

○公共交通機関の利用促進や交通の円滑化による渋滞の緩和を図り、排出ガス削減を進めます。

○低公害車の普及や自動車の適正使用、アイドリングストップ運動やエコドライブ等の省エネルギー運転について啓発活動を進めます。

○徒歩や自転車利用、ノーカーデーや自動車の相乗り等の普及啓発活動を推進し、自動車に依存しない生活様式の形成を推進します。

○自転車を利用しやすい道路づくりを推進します。

○大気浄化のために道路沿いの緑化を進めます。

◆悪臭の防止

○悪臭物質の排出に関する規制基準の遵守にむけた指導を推進します。

○工場や事業所などにおける悪臭の発生防止にむけた指導を推進します。

○浄化槽の適正管理による悪臭の発生防止指導の徹底を図ります。

○日常生活における不適正な焼却に伴う悪臭発生防止の強化を図ります。

○ごみの不法投棄やごみだしルールの違反に対する指導強化を図ります。

◆アスベスト対策の推進

○独自の住民健康管理システムによる健康チェックを行うとともに、住民相談を推進します。

担当部署	事業・施策	概要
衛生環境課	大気汚染常時監視調査（県事業との連携）	県による監視調査において、宇城地区での大気定点観測地点を宇土市運動公園に設置し、常時監視体制のもと監視を行っています。
	事業に伴う排ガス規制指導	県の主管業務となりますが、大気汚染防止法に基づき、ばい煙・ばい塵・粉塵等の規制を行っており、情報交換等の連携をとり実施しています。
	悪臭防止法に伴う地域別規制	県により地域別指定が設定されており、その規制のもと指導等を行っています。
	アスベスト材処理事務	アスベスト材については、産業廃棄物扱いとなるため、宇城保健所との連携のもと対応しています。

担当部署	事業・施策	概要
健康づくり推進課	胸膜肥厚対策事業 (アスベスト対策)	市の健診受診者のうち胸膜肥厚の疑いありの結果が出た方を対象に、契約医療機関において無料で精密検査を実施しています。 (対象者41人中35人は無料で精密検査を受診。残り6人はかかりつけ医で受診。) そのデータについては健康管理システムに登録して管理しています。 (事業費：760千円)
都市整備課	住宅・建築物安全ストック形成事業 (住宅・建築物アスベスト改修事業)	民間建築物アスベスト緊急改修を行っています。 (事業費：8,000千円)

個別目標2：清らかな水環境を守ります

(2) 水環境対策

清らかな水は、市民が安心して生活していく上で欠かせないものです。しかし、河川や海域における水質調査結果においては、環境基準を超過している箇所も見受けられ、特に、市民意識の結果をみると、河川の水のきれいさに対する不満度が高く5割以上となっています。水質汚濁の要因としては、家庭や事業所からの生活排水によるものがあげられ、市民一人ひとりの意識の向上が必要です。また、溜池等により農業用水の確保を図っている地域では、雨不足等気象の変動により水の確保においても大きな影響を受けます。さらに、上流域の健全な森林機能が低下している中で、河川等においても水位の低下が見られます。水循環の視点に立って上流域の森林環境の改善を図っていくことも必要です。

健康な生活を確保するためにも、地下水・湧水の保全に努め、安全で安定的な水の確保を図ることが出来るよう、豊かな水環境を育む施策の展開を行います。

◆地下水・湧水・井戸等の保全

- 有害化学物質等による土壌汚染防止に努め、湧水等の地下水環境の保全を推進します。
- 水質等の身近な環境調査・監視活動を実施し、その結果を公表するとともに、環境基準値を上回る場合は速やかな改善を図ります。

◆安全で安定的な水の確保と供給

- 自主水源開発や上天草・宇城水道企業団受水量の増量など、良質で安定的な水源確保に取り組み、安全で安心して利用出来る生活用水の供給体制を強化します。
- 既存水源や水道施設、老朽化した施設の改良・改修をはじめ、新しい施設・設備の整備・拡充を図ります。

○水源上流域の森づくりなど、広域的な視点に立った保全策を推進します。

◆生活排水・事業所排水対策の推進

○計画的な公共下水道の整備、農業集落排水事業の促進を図ります。公共下水道や農業集落排水施設、コミュニティプラントが整備されない地域においては合併処理浄化槽の設置を促進します。

○下水道等未整備区域における生活排水処理対策の啓発を推進します。

○事業所排水の監視を強化します。

○EM菌を適正利用した水質浄化活動などにより、市民への生活排水対策の啓発を進めます。

◆雨水の浸透対策

○緑地の増加、駐車場等の透水性舗装・雨水浸透マスの使用拡大などにより、市街地での雨水の浸透を図り、健全な水の循環対策を推進します。

(3) 土壤環境対策

深刻な土壤汚染の問題は、今のところ発生していませんが、農薬や化学肥料等の使用による土壤環境の悪化は否めません。将来に渡って、健全な土壤環境を確保するため、農薬や化学肥料の削減、有害廃棄物等の適正処理等、土壤汚染を未然に防いでいく必要があります。

また、高潮等の被害により、土壤の塩害化が進んでいます。本市の特性にあわせた土壤環境対策に関する施策の展開を推進します。

◆土壤環境の監視

○関係法令等に基づき、事業者へ土壤汚染の防止指導を行います。

○土壤汚染の状況を適切に把握するための調査体制を整え、調査結果等の情報を提供します。

◆農薬等の適正使用

○農地における農薬や化学肥料等の適正使用と使用量の削減を進めます。

○公園や街路樹に使用する農薬や化学肥料等の散布量の削減を進めます。

◆有害廃棄物の適正処理

○有害廃棄物の適正処理について事業者への指導・啓発を進めます。

○有害廃棄物として処理・処分を必要としない製品の使用を働きかけます。

◆土壤塩害化対策の推進

○土壤塩害化の状況を把握するための調査を実施し、具体的な対策にむけた検討を推進します。

担当部署	事業・施策	概要
衛生環境課	地下水汚染調査事業	松山最終処分場周辺井戸で 32 箇所、松橋町の産廃最終処分場跡地関連で県・市合わせて 60 箇所を調査しています。 (事業費：1,282 千円)
	土壌汚染防止事業	土壌汚染防止法に則り、法律に記載する特定物質を使用する事業所に対しては、届出義務と事業所の廃止後の管理を義務づけています。
	有害廃棄物の適正処理	有害物質の処理については、宇城保健所と連携を取り、事務処理を行っています。
農政課	生産履歴情報(トレサビリティ)の確立	中国産との区別化を図るため、末端消費者まで届く産地表示方式を導入し、県産豊表のブランド力を高めています。 (産地表示方式(QRコード)表示機械の導入事業実施) (事業費：155 千円)
	農薬適正使用推進員及び病害虫防除員の設置	推進員や防除員の推薦を行い、農薬の適正使用の周知徹底及び有害動植物発生予察を行っています。 (農薬適正使用推進員 4 名・病害虫防除員 2 名)
農林水産課	県営松橋・小川地域資源活用型農業用水確保対策事業	県営事業により、施設園芸用水を確保するため、雨水貯留施設の整備や旧上水道の水源であった湧水を活用した灌漑施設(給水スタンド)の整備を実施し活用しています。
土木課	道路改良事業	歩道に透水性舗装を行っています。 (28 年度は工事实績なし。)
上下水道課	宇城市上水道・簡易水道配水管改良・拡張工事	安全で安定的な水の確保のため、改良・拡張工事を実施しています。 (上水道事業費：5 件 8,979 千円) (簡易水道事業費：1 件 5,530 千円)
	公共下水道事業	下水処理人口普及率 (公共・流域・特環) 49.2%(29,481 人)
	農業集落排水事業	農集処理人口普及率 (4 地区) 10.5%(6,300 人)
	合併浄化槽	汚水処理人口普及率 (合併浄化槽) 20.6%(12,328 人)
		全体普及率 80.3%(48,109 人) (事業費：187,612 千円)

個別目標 3：静かで落ち着ける生活環境を守ります

(4) 騒音・振動対策

本市では、特に道路交通騒音において環境基準を上回っています。新幹線開通にむけた工事も進んでおり、今後は、鉄道からの騒音・振動も懸念されます。

騒音・振動の発生源は、この他に工場・事業所、建設作業場さらには日常生活における近隣騒音と多様です。静かで落ち着ける環境を確保していくための施策を展開します。

◆道路交通騒音・振動の低減

- 自動車交通量の抑制や、適正利用対策を推進します。
- 暴走行為等の取り締まり強化について警察に要請するとともに、意識啓発を高めるための広報等を活用した情報発信を推進します。

◆鉄道沿線の騒音・振動の低減

- 新幹線整備に伴う騒音・振動の恐れがある箇所を調査し、未然に防ぐ対策を進めます。

◆工場・事業所の騒音・振動の防止

- 工場・事業所、建設作業における騒音・振動の規制、指導強化を図ります。

◆近隣騒音及び生活騒音対策の推進

- 近隣生活騒音防止の啓発を進めます。

担当部署	事業・施策	概要
危機管理課	暴走行為等の取り締まり強化	警察と協力しながら、暴走族・暴走行為を根絶するため、広報啓発や取り締まりを強化しています。
衛生環境課	熊本県条例に伴う地域別騒音規制	騒音規制については、県により地域別指定が設定されており、その規制のもと指導等を行っています。
	騒音・振動規制法及び熊本県条例に伴う届出義務	該当事業所からの各種届出(特定施設設置、特定建設作業、特定作業等)を法律・条例に基づき実施しています。
	騒音の苦情	熊本県と連携を取り、法律・条例に基づき調査や指導等を行っています。

3. 美しくやすらぎを感じる快適なまち

個別目標1：花と緑に囲まれたまちづくりを進めます	
基本施策	施策の内容
(1) 花と緑の快適空間の創造	◆緑の保全と創出
	◆市民が憩う公園や広場等の整備

	◆花と緑のネットワークづくり
	◆花いっぱいまちづくり運動の推進
	◆花と緑のふれあい促進
個別目標 2 : まちの美観向上に努めます	
(2) 美しい都市景観の形成	◆道路景観の向上
	◆美しいまちなみの創造
	◆環境美化の推進
個別目標 3 : まちの歴史や文化を大切にします	
(3) 地域の歴史・文化の保存と継承	◆ふるさと原風景の保全
	◆歴史・文化資源の保存と活用
個別目標 4 : 人と環境に配慮した交通体系を目指します	
(4) 交通の円滑化と交通渋滞の緩和	◆公共交通機関の利用促進
	◆交通結節機能の強化
	◆幹線道路ネットワーク網整備
(5) 安全な歩行・自転車走行空間の確保	◆安全な歩行空間の確保
	◆自転車道路網の整備

《 環境指標 》

指標項目	現況値	中間目標値	目標値	H28年度末 現在値
	H19年策定 現況値	(策定時中間目標値) H23年現況値	(策定目標値) 見直目標値	
●市民の緑の多さに対する満足度	50.9%	(60%) 未調査	(70%) 50%	51.9%
●市民による管理花壇団体数	162 団体	(170 団体) 195 団体	(180 団体) 200 団体	※4 164 団体
●市民のまちなみの美しさに対する満足度	14.4%	(20%) 未調査	(30%) 30%	15.2%
●市民のまちの道路の清潔さに対する満足度	10.6%	(20%) 未調査	(30%) 30%	18.8%
●市民の交通環境の利便性に対する満足度	10.1%	(20%) 未調査	(30%) 30%	10.8%

※4 管理花壇数

個別目標 1 : 花と緑に囲まれたまちづくりを進めます

(1) 花と緑の快適空間の創造

本市では、花いっぱいのまちづくり運動を推進しており、管理花壇団体等による積極的な活動により美しいまちづくりが展開されています。市民意識でも緑の多さに対する満足度は5割を超え高くなっています。また、こどもから高齢者まで快適に過ごせる公園のあるまちづくりを期待しており、今後もさらに、花や緑の中にまちがあり、

その花や緑を楽しみながら憩い豊かにくらせる生活空間づくり＝「フラワーパークシティ」の構築にむけた施策を展開します。

◆緑の保全と創出

○都市緑地法に基づく緑の基本計画を策定し、計画的な緑地の保全、緑化の推進による緑豊かなまちづくりを実現します。

○公共施設の緑化や民有地の緑化を推進し、花と緑に囲まれた豊かな環境を育みます。

◆市民が憩う公園や広場等の整備

○市民が気軽に憩える緑豊かな身近な公園や広場づくりを推進します。

○住民参加によるワークショップ等を導入し、市民との協働による公園づくりを推進します。

◆花と緑のネットワークづくり

○現存する市街地の緑を活かし、周辺の豊かな緑から市街地へつながる緑のネットワークづくりを推進します。

○市民と協働で花木や花苗の植栽を行い、花いっぱいの「ウキウキフラワーロード」づくりを推進します。

○農道や畔道沿いに、彼岸花やスイセン、ツワブキなどを植栽し、「四季の花咲くこみち」づくりを推進します。

◆花いっぱいまちづくり運動の推進

○花苗配布等の支援活動を推進し、花壇管理団体など市民と一丸となった花いっぱいのまちづくり運動を展開します。

◆花と緑のふれあい促進

○フラワーフェスタや花のバスツアーなど花をテーマにしたイベントを開催します。

○花と緑に関する講座や花壇コンテストを開催し、花や緑とのふれあいの機会を創出します。

担当部署	事業・施策	概要
まちづくり 観光課	花のまちづくり運動	市内 164 花壇管理団体へ年 2 回花苗を配布し、花による潤いのあるまちづくりの実現を図る。 (事業費：12,166 千円)
		コスモス街道（宇城市道 4 号砂川塘左岸線）の除草及び清掃作業を行っています。 (事業費：54 千円)

	宇城市「花に誘われてうきうき花のバスツアー」事業	花の生産現場と観光名所を巡るバスツアーを開催し、花のまち宇城市を内外へPRしています。また体験型観光を取り入れることで地元との交流を拡大し、印象付けを図っています。 (事業費：365 千円)
	イベントの開催	フラワーフェスタを開催することで、花と緑のふれあいの場を提供し、観光地域づくりを推進しています。 (事業費：7,915 千円)

個別目標 2：まちの美観向上に努めます

(2) 美しい都市景観の形成

地域で活躍する環境活動団体等との連携をより一層深めながら、良好な都市景観の維持・創造、環境美化を推進し、まちの美観向上を図る施策を展開します。

◆道路景観の向上

- 幹線道路沿いの街路灯、広告物・標識は、地域性に配慮した統一感あるデザインを検討するなど、景観阻害要因の排除と質的向上を推進します。
- 景観を損ねる電線については、安全面やコスト面も含めて地中化を検討します。
- 連続した街路樹や街路灯など、個性ある景観づくりを推進します。
- 街路樹の適正な管理や、沿線美化活動を推進し、美しい道路景観づくりを推進します。

◆美しいまちなみの創造

- 管理花壇団体等と連携し、民有地の生垣緑化や沿道の花壇づくりを推進します。
- 住民との景観協定による美しいまちなみを創出します。

◆環境美化の推進

- NPO活動団体等と連携・協力し、地域の一斉清掃活動を推進します。
- たばこや空き缶などのポイ捨て、ペットのふん害の防止を図ります。
- 不法投棄や放置自転車の取締りを強化します。
- 環境マナーの啓発を推進します。

担当部署	事業・施策	概要
危機管理課	放置自転車の整理	「宇城市自転車放置防止条例」により、撤去を行っています。
衛生環境課	宇城市一斉美化運動	宇城市では6月の第1日曜日に、市民による一斉美化運動を、宇城クリーンセンターと連携を取り実施しています。 (28年度は実施なし)

	空き地等の適正な管理	手入れが行き届かない空き地等については、条例に基づき適正な管理等を行うよう指導を行っています。 (28年度指導件数：32件)
	環境マナーの啓発	環境マナーの啓発のため、看板等を設置しています。 (28年度設置数：24行政区 95枚)
土木課	道路景観の向上	歩道を整備し植栽等を行っています。 (28年度は工事实績なし)

個別目標3：まちの歴史や文化を大切にします

(3) 地域の歴史・文化の保存と継承

地域の歴史や文化を大切に保存し継承していくことは、ふるさとを誇りに思い大切に育てる心を育てます。本市では、文化財マップを作成したり、松合地区（土蔵白壁群）案内ボランティアを募集するなど、市民に地域の歴史と文化を身近に感じてもらうための各種取り組みを推進しています。また、三角旧港（西港）は、「九州を中心とする近代産業遺産群」のひとつとして6県8市、官民一体となって世界遺産登録にむけた活動を推進しています。

長い歴史の中で培われてきた自分達の住む地域のすばらしさをもう一度再発見・再確認し、その姿を将来に渡って守り受け継いでいくことの出来る施策を展開します。

◆ふるさと原風景の保全

- 地域らしさを感じる自然と歴史文化が調和した伝統的な景観を保全します。
- 鎮守の森や路傍樹の保全、古樹銘木の保存・指定を推進します。

◆歴史・文化資源の保存と活用

- 遺跡などの文化財を調査・保存・整備し、地域の歴史や文化に誇りを持てる環境づくりを推進します。
- 市民より募集した歴史案内ボランティアの人たちをはじめ、市民と協働で文化財の保護活動を推進します。
- ふるさとを物語る歴史・文化資源を発見するウォッチングやマップづくりを推進します。
- 歴史や文化資源を生かしたまちなみづくりを推進します。

担当部署	事業・施策	概要
文化課	文化財保護活動の推進	小学生や一般の方を対象に文化財の説明案内を実施しています。(対象者約300人)

	宇城市伝統文化芸能まつり	地域に伝わる伝統芸能を広く市民に披露する機会を設け、郷土に対する愛着、誇りを醸成し、市民の融和を深めています。 (28年度は実施なし)
	世界文化遺産登録	平成27年7月に、三角西港が「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の一つとして、世界文化遺産に登録されています。

個別目標4：人と環境に配慮した交通体系を目指します

(4) 交通の円滑化と交通渋滞の緩和

本市は、九州の経済大動脈である国道3号や九州縦貫自動車道、加えて国道218号、266号の主要幹線道路網が走っており、交通量は増加傾向にあります。特に、市街地と都市圏を結ぶ主要道路では慢性的な交通渋滞も発生しています。市街地における交通渋滞の解消・緩和にむけ、幹線道路の整備や鉄道の高架化、市街地を迂回する環状道路等の検討を進めると同時に、公共交通機関の乗り継ぎの利便性向上を推進していく必要があります。

環境にやさしい公共交通機関の利用促進や交通結節機能の強化による利便性の確保等にむけた施策を展開します。

◆公共交通機関の利用促進

- 関係機関と連携しサービスや路線網の充実に努め、一層の利用促進を図ります。
- バス事業者とも連携しながら、地域住民のニーズや利便性を考慮した福祉バスや周回バス等の導入を検討します。

◆交通結節機能の強化

- JR駅とバスなどの交通機関との乗り継ぎ利便性の向上を図るとともに、各駅にバスターミナルを隣接させるなど駅周辺整備・開発を促進します。
- 自転車での乗り換えの向上を図るため、駅やバスターミナル周辺の駐輪場の充実に図ります。

◆幹線道路ネットワーク整備

- 土地利用や現在の渋滞地点と市街地を結ぶネットワーク性を考慮し、3本の国道を軸に放射環状型の配置パターンによる道路網の構築を目指します。

(5) 安全な歩行・自転車走行空間の確保

誰もが安全にかつ快適に移動出来る歩行者空間や、環境負荷の少ない交通手段である自転車の利用を促進する走行空間を確保する施策を展開します。

◆安全な歩行空間の確保

- 歩道整備による歩車道分離を推進し、通行者の安全確保を図ります。
- 車道と歩道の段差の解消等に努め、高齢者も障害者も歩きやすい環境づくりを進めます。

◆自転車道路網の整備

- 安全な自転車利用
- 促進はもとより、豊かな自然環境にふれ、美しい景観を楽しみながら健康な身体づくりが出来るサイクリングロードの整備を推進します。

担当部署	事業・施策	概要
危機管理課	放置自転車の撤去	10月に松橋駅駐輪場と小川駅駐輪場に放置されている自転車の撤去（46台）を行っています。
企画課	地方バス運行費補助事業	弱者の交通手段としての生活交通路線の確保のため、補助金を支出して公共交通機関を維持しています。 (事業費：106,538千円)
土木課	道路改良事業	中心部の道路網を整備し、渋滞の緩和を図っています。 (事業費：127,118千円)
	安心歩行エリアの確保	歩行エリア（歩道整備）の確保を行っています。
生涯学習課	子ども見守りボランティア	宇城市青少年育成市民会議の事業として募集する子ども見守りボランティアによって、毎朝夕、通学路の見守りと併せ、歩行路の安全確保や、松橋駅周辺の、駐輪自転車の整理等を行っています。 (事業費：46千円)

4. 資源が循環する環境にやさしいまち

個別目標1：ごみの少ないまちを目指します	
基本施策	施策の内容
(1) ごみの発生抑制・減量化・再利用・リサイクルの推進	◆ごみの発生抑制
	◆ごみ減量の推進
	◆再使用・再利用活動の推進
(2) 廃棄物の適正処理の徹底	◆不法投棄の防止
	◆野外焼却の抑制
個別目標2：省資源に努めもったいない運動を推進します	
(3) 環境に配慮した生活様式の推進	◆省エネルギー・省資源の取り組み
	◆新エネルギーの利用促進

個別目標 3：環境と経済が好循環するまちを目指します

(4) 環境にやさしい産業の創出・育成

◆環境ビジネス産業の創出・育成

◆環境への負荷の低減に資する製品等の普及

◆環境管理手法の導入促進

《 環境指標 》

指標項目	現況値	中間目標値	目標値	H28 年度末 現在値
	H19 年策定 現況値	(策定時中間目標値) H23 年現況値	(策定目標値) 見直目標値	
● 1 日一人あたりごみ排出量	758 g	(680 g) 729 g	(640 g) 700 g	1,055g (震災ごみ含む)
● リサイクル率	13.2%	(18%) 14.5%	(23%) 23%	21.87g (震災ごみ含む)
● 過剰包装の簡素化や買物袋持参に取り組む市民の割合 (意識調査)	42.4%	45% 未調査	(50%) 50%	80.2%
● 1 日一人あたり給水量	288ℓ	(290ℓ) 242ℓ	(290ℓ) 290ℓ	320ℓ
● 水の節約に取り組む市民の割合	68.1%	(75%) 未調査	(90%) 90%	71.7%
● 電気の節約に取り組む市民の割合	74.6%	80% 未調査	(90%) 90%	82%
● ガスの節約に取り組む市民の割合	68.8%	75% 未調査	(90%) 90%	67.6%
● 環境にやさしい製品の購入に取り組む市民の割合 (意識調査)	51.6%	(60%) 未調査	(70%) 70%	62.5%
● ISO14001 やエコアクション 21 の取得企業	5 社	(10 社) 10 社	(20 社) 20 社	8 社/59 社 (アンケート 回答より)

個別目標 1：ごみの少ないまちを目指します

(1) ごみの発生抑制・減量化・再利用・リサイクルの推進

平成 19 年度からは、資源ごみのコンテナ収集を市全域で完全実施し、ごみ収集体制が統一化されます。なお、分別ごみ全てを集積場（ストックヤード）に一極集中化する分別ごみ再資源化事業に取り組み、リサイクル還元金（地元還元金）の増嵩を図り、ごみ減量化と資源化を一層推進する方策を講じていきます。また廃棄食用油の回収も実施し、ディーゼルエンジンの燃料や肥料として再利用を推進します。

資源ごみ分別への市民意識は高く、8 割を超す人が取り組んでいます。今後も市、市民一丸となって「ごみゼロ」を目指していきます。買い物袋持参など過剰包装の簡素化に対する意欲も高く、調査結果では現在取り組んでいる 4 割の市民に加え、今後さらに 4 割の人が取り組んでいきたいと答えています。行政に対しても「ごみの減量化や

リサイクルの促進」に対して約4割の人が期待しています。ごみになる物を拒絶する（リフューズ）、ごみの減量（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、再生利用（リサイクル）の4Rを推進する施策を展開します。

◆ごみの発生抑制

○過剰包装の抑制や買い物袋を持参するマイバッグ運動の普及促進により、ごみのもととなるものの発生を抑制します。

○紙コップや割り箸などの使い捨て製品の使用を出来るだけ減らし、繰り返し使えるリユース食器の利用やマイ箸推進などの運動を展開します。

◆ごみ減量の推進

○生ごみ処理容器等の設置を呼びかけ、家庭から出る生ごみの堆肥化を促進し、ごみの減量化を図ります。

○学校や事業所、各家庭からでる廃食油のリサイクルを進めます。

○剪定枝や雑草、家畜ふん尿等の有効利用に関する情報提供を進めます。

○食育活動とあわせ、食材を出来るだけ使い切った料理法の講習会や、ガスや電気の排出を抑える料理法など、生活の色々な場面でごみ減量に取り組めるような市民学習の場、イベントによるごみ減量意識の啓発活動を推進します。また、市におけるごみ処理費用の公開などにより、市民意識を高めます。

○電化製品や家具など修理して大切に使うなど、出来るだけ捨てずに長く使う意識を育てます。

◆再使用・再利用活動の推進

○分別方法の周知徹底を図ると同時に、再利用しやすいようペットボトル等の中をきれいに洗浄するなど市民意識向上を呼びかけ、資源回収率を高めます。

○効果的なリサイクル還元金（地元還元金）の確保と、適正な分別収集制度の確立を目指し、分別ごみ再資源化事業（ストックヤード方式）の実施、宇城市環境対策委員会協力による分別指導の実施を推進します。

○フリーマーケットや不用品のバザー、市民団体等による資源回収など、積極的な活動の支援を行います。

○再生品や再使用可能な製品の購入、リサイクルしやすい製品の製造・普及などを促進します。

○公共工事で発生する建設副産物等の再利用、リサイクル資材・商品廃材等の利用を進めます。

(2) 廃棄物の適正処理の徹底

宇城市環境対策委員会やNPO法人協力のもと、ごみ減量や環境美化に関する取り組みが推進されています。今後も不法投棄の未然の防止や撤去活動を徹底し、みんなが気持ち良く暮らしていける施策を展開します。

◆不法投棄の防止

- 市民や道路管理者、近隣自治体と連携し、不法投棄監視体制を整え不法投棄の防止を推進します。
- 河川や道路沿線等でクリーン作戦を展開します。
- ごみのポイ捨て禁止や、ごみの持ち帰りを啓発する看板を設置したり、ごみ監視パトロール等を強化します。

◆野外焼却の抑制

- 焼却行為による環境汚染や法規制に関する情報提供を、パンフレットや広報等を通じて市民にわかりやすく繰り返し提供するなど、焼却禁止の啓発と違法な行為の指導を徹底します。

担当部署	事業・施策	概要
衛生環境課	マイバッグ・マイ箸運動	ごみの発生抑制の方策として、マイ箸運動とマイバッグ運動に取り組みます。マイバックの普及については、宇城市レジ袋削減推進連絡協議会と連携し、レジ袋の削減を推進して行きます。 (28年度末取り組み事業者数： Aタイプ 4 Bタイプ 16 計 20 事業者)
	コンテナによる分別収集	行政区で 22 品目の分別収集を行っています。 (事業費：69,953 千円)
	不法投棄の監視及び環境保全監視委託事業	市職員による巡回監視のほか、NPO 法人との業務委託による不法投棄の監視と環境保全のための巡回パトロール活動を実施しています。 (事業費：920 千円)
	野外焼却禁止の指導	野外焼却の苦情に対して、随時、直接現地に出向き指導を行っています。 (H28 年度の苦情件数 10 件)
土木課	建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく公共工事の施工	特定建設資材（コンクリート・アスファルトコンクリート・木材）を使用する建設工事等で一定規模以上のものについて、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行なうことを義務づけています。
	道路改良・道路維持事業	再生材（石材等）を用いて土木工事を行っています。

個別目標 2：省資源に努めもったいない運動を推進します

(3) 環境に配慮した生活様式の推進

エネルギーや資源の節約に取り組む市民は、意識調査の結果をみると電気が7割以上、水・ガスについても68%と7割近い取り組みが実行されています。

今後も市民意識の啓発活動を展開するとともに、庁舎においてもクールビズやウォームビズを取り入れ、こまめな節電や節水等、「もったいない」の精神で取り組んでいきます。

電気のつけっぱなしなど「うっかりライフスタイル」を転換し、限りある資源やエネルギーを大切に使う環境に配慮した施策を展開します。

◆省エネルギー・省資源の取り組み

- 節電や節水等の省エネルギー・省資源にむけたもったいない運動を推進します。
- 環境家計簿の導入を促進します。

◆新エネルギーの利用促進

- 公共施設などにおける太陽光、太陽熱利用、天然ガス自動車の導入を推進します。
- 市民や事業者への新エネルギーの導入を啓発・促進します。

担当部署	事業・施策	概要
公共施設マネジメント課	省エネルギーの取り組み	公用車を購入する時は、低燃費車を選定することになっています。

個別目標3：環境と経済が好循環するまちを目指します

(4) 環境にやさしい産業の創出・育成

環境への負荷の軽減に資する商品・サービスを提供したり、様々な社会経済活動を環境保全型のもので変革させる技術やシステムを提供する環境ビジネス産業の発展は、環境と経済の両立を進める上でも重要となります。

本市では、バイオ関連企業の誘致等を推進しており、今後も環境にやさしい産業の創出や育成を図る施策を展開します。

◆環境ビジネス産業の創出・育成

- 企業誘致施策の実施などにより、環境ビジネスの企業立地の促進を図ります。
- 環境保全型の農業や商店に関する情報提供や支援を推進します。
- 海洋資源を生かしたブルー・ツーリズムや農村資源を生かしたグリーン・ツーリズム、環境資源を生かしたエコ・ツーリズム、温泉資源や健康食資源を生かしたヘルス・ツーリズム等を推進します。
- バイオマス技術を生かしたエネルギーの地産地消を図る産業活動を促進します。

◆環境への負荷の低減に資する製品等の普及

○グリーン購入の普及など、環境への負荷の低減に資する製品等の普及・啓発を推進します。

○地元の産物を生かした商品開発や、消費者と農業者の交流促進により地元産の魅力を発信し、地元での消費を拡大していくなど地産地消運動を推進します。

◆環境管理手法の導入促進

○企業による I S O 14001 やエコアクション 21 等の認証取得が促進されるよう、講習会の開催や専門家の派遣、情報提供等による意識の啓発を推進します。

担当部署	事業・施策	概要
公共施設マネジメント課	グリーン購入の普及	グリーン購入法に基づき、宇城市グリーン購入指針を策定しています。
	電力自由化に伴う一般競争入札の実施	「宇城市電力の調達に係る環境配慮実施要綱」を定め、電力の自由化に伴う一般競争入札時において、環境配慮の状況に基づき小売電気事業者の入札参加資格を判定しています。
農政課	環境に配慮した、農薬を使用しない施設整備の普及	露地野菜等の防蛾灯設置及び施設園芸の防虫ネット設置の推進生産総合事業、攻めの園芸生産対策事業、地下水と土を育む農業育成事業を実施しています。
土木課	公共工事	排気ガス対策型建設機械の使用を実施しています
全課	環境への負荷の低減に資する製品等の普及	コピー用紙の両面使用及びエコマーク商品の購入を行っています。

5. こどもたちにリレー出来る地球環境を育むまち

個別目標 1 : 地球温暖化の防止に努めます	
基本施策	施策の内容
(1) 地球温暖化対策の推進	◆温室効果ガス排出低減対策の推進
	◆緑による二酸化炭素の発生抑制
個別目標 2 : 地球環境保全への貢献活動を推進します	
(2) オゾン層の保護、酸性雨対策等の推進	◆オゾン層保護対策の推進
	◆酸性雨対策の推進
(3) 国際的視野での環境貢献活動の推進	◆国際的意識の形成

《 環境指標 》

指標項目	現況値	中間目標値	目標値	H28年度末 現在値
	H19年策定 現況値	(策定時中間目標値) H23年現況値	(策定目標値) 見直目標値	
●市施設から排出される温室効果ガス排出量の削減	—	(-3%) -18%	(-6%) -6%	※5 -23%
●市ホームページにおける環境情報の発信	5回/年	(5回/年) 5回/年	(5回/年) 5回/年	23回/年

※5 平25年度からの削減率 H25 排出量 5,670t/CO₂ H28 排出量 4,321t/CO₂

個別目標 1：地球温暖化の防止に努めます

(1) 地球温暖化対策の推進

日本や世界における深刻な環境問題として、市民意識調査の結果約8割の人が「地球温暖化」をあげています。

気象庁では、平均的な気温の上昇に加えて、近年、平年に比べて極端に気温の高い異常高温の発生数が増加傾向にあるとし、逆に極端に気温の低い異常低温の発生数は減少傾向にあるとしています。異常少雨も増加傾向にあります。日本全国の降水量の年平均値は、この100年間で6.6%減少する傾向にあります。こうした日本の温暖化傾向により、サクラの開花日が早まったり、イチョウやカエデの紅・黄葉や落葉が遅れるなど、生物季節へも影響が現れてきています。

地球温暖化の現象は、日常の生活の中では気づきにくいものですが、地球規模での気候変動や海面の上昇、自然生態系や農業生産への悪影響は明らかに進行しています。化石燃料の消費を抑えるとともに、身近なことから取り組める二酸化炭素の発生を抑える施策を展開します。

◆温室効果ガス排出低減対策の推進

○温室効果ガスの発生要因である化石燃料の消費を抑えるため、化石燃料の消費を伴わない新エネルギーの利用を促進します。

○ごみの焼却量を削減し、温室効果ガスである二酸化炭素の発生を抑えるため、ごみの発生・排出抑制を進めます。

○市役所地球温暖化対策実行計画を策定し、市施設から排出される温室効果ガス排出量を把握するとともに、その削減を図ります。

◆緑による二酸化炭素の発生抑制

○大気中の二酸化炭素や窒素酸化物を吸収・固定させるため、樹林地などの緑の保全、緑化を推進します。

○蒸散作用により気温の上昇を抑え、冷房に必要なエネルギーの削減を図るため、市街地内の緑化を推進します。

担当部署	事業・施策	概要
公共施設マネジメント課	地球温暖化対策実行計画の策定事業	平成26年に第2次温暖化対策実行計画を策定し、市有施設において推進しています。
農林水産課	緑の募金運動	(社)熊本県緑化推進委員会の依頼により、緑の募金運動を展開し、またその一部により公共施設への植栽等の緑化推進事業を実施しました。 (事業費：325千円)

個別目標2：地球環境保全への貢献活動を推進します

(2) オゾン層の保護、酸性雨対策等の推進

紫外線情報が天気予報などでも発信されるようになり、私たちがオゾン層の役割や大切さ、フロンガスとの関わりなどを強く認識するようになってきました。オゾン層が破壊され、地上に到達する有害な紫外線が増加することで、皮膚がんや白内障などの疾患の増加や農作物の育成などに悪影響をおよぼすとも言われています。特にオゾン層を破壊する力が強い特定フロンは平成7年で生産を取りやめましたが、すでに特定フロンが使用されていた冷蔵庫などは現在もたくさん残っています。使わなくなった冷蔵庫などは適正に処理しなければ、この現象に歯止めをかけることは出来ません。

石炭や石油などの化石燃料の燃焼などによって、硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中へ放出されることで生じる酸性雨も、湖沼や河川等の陸水の酸性化や魚貝類等への影響、土壌酸性化による森林等への影響、樹木や文化財への沈着等による衰退や劣化の助長など広範な影響が懸念されています。環境省が実施している酸性雨対策調査の結果では、酸性雨による植生衰退等の生態系被害や土壌の酸性化は認められませんが、今後とも長期モニタリングを着実に実施していく必要があるとしています。

◆オゾン層保護対策の推進

- 法令に基づき、フロン類の回収の適正な処理を推進します。
- オゾン層破壊物質を含まない製品の使用を推進します。

◆酸性雨対策の推進

- 石炭・石油等の化石燃料の使用量削減に努め、硫黄酸化物や窒素酸化物など酸性雨の原因物質の排出抑制を図ります。

(3) 国際的視野での環境貢献活動の推進

地球規模の環境問題に関する情報の提供に努め、地球環境の悪化を防止し、みんなの地球をみんなで守る意識を育てる施策を展開します。

◆国際的意識の形成

○世界の環境に関する情報の収集を行い、地域の環境に関する情報とあわせて市のホームページ等を活用し発信します。

○身近に使っている紙や木材の原料生産地などに関心を持ち、熱帯林の減少との関連や、日常生活と地球環境の関わりについて意識を高めるような環境活動を推進します。

担当部署	事業・施策	概要
衛生環境課	フロン類の適正処理対策	産業廃棄物に含まれるフロン類の回収については、県が主管とするため連携を取り、適正な処理の啓発を行っています。

6. みんなで築く協働のまち

個別目標 1：環境活動にむけた人づくりを進めます	
基本施策	施策の内容
(1) 環境教育・環境学習の推進	◆環境について学ぶ場の創出
	◆環境学習の積極的推進
	◆地域環境リーダーや環境ボランティアの人材育成
個別目標 2：市民・事業者・市の参加と協働による環境活動を展開します	
(2) 市民・事業者・市のパートナーシップの形成	◆環境情報の共有化
	◆協働による環境活動の推進
	◆広域的な環境保全活動
	◆環境宣言都市の推進

《 環境指標 》

指標項目	現況値	中間目標値	目標値	H28年度末 現在値
	H19年策定 現況値	(策定時中間目標値) H23年現況値	(策定目標値) 見直目標値	
●環境保全のイベントや講演会・学習会への参加に取り組んでいる人の割合（市民意識調査）	54.2%	(60%) 未調査	(70%) 70%	16.4%
●環境サポーター（アドバイザー）派遣回数	—	(3回/年) 3回/年	(5回/年) 5回/年	0回
●環境に関するイベント・キャンペーン・シンポジウムの実施回数	3回/年	(3回/年) 3回/年	(5回/年) 5回/年	※6 (28年度は実施なし)

※6 例年、緑川の日流域清掃、市内一斉清掃、エコフェスタの3回実施

個別目標 1：環境活動にむけた人づくりを進めます

(1) 環境教育・環境学習の推進

本市には、山や川、溜池、海といった豊富な自然があります。身近な自然にふれることは、自然の仕組みや大切さを育む上でも欠かせません。自然の美しさや営みに感動し感謝する心は、ふるさとへの愛着を深めます。

地域を見直す環境マップづくりや、自然とふれあう自然観察会など環境教育・環境学習の機会拡大を図り、自然を大切に思い、環境行動を実践する人づくりにむけた施策を展開します。

◆環境について学ぶ場の創出

○市民がいつでも環境について学べる場や地域の環境活動の拠点となる場の設置を推進します。

○里山や溜池周辺等、身近にある自然の場を、自然観察や体験学習の場として、活用する体制づくりを推進します。

○市民参加による地域ごとの環境マップづくり等を推進し、暮らしに身近な場所の環境を見直し学ぶことのできる活動を進めます。

○環境ポスターの募集や、美しい風景フォトコンクールなど、各種環境について考える機会創出を推進します。

◆環境学習の積極的推進

○こどもから高齢者まで気軽に参加できる環境に関する講座や研修会、自然の中での体験学習等の機会の充実を図ります。

○場所の特性や季節、年齢等に応じた環境プログラムについて検討し、幅広い環境プログラムの提供を推進します。

○学校等の教育機関とも連携し、環境学習に関する情報提供を推進します。

◆地域環境リーダーや環境ボランティアの人材育成

○環境学習や環境教育の実践指導にあたるリーダー育成のための活動を推進します。

○体験学習をはじめ幅広い環境活動をリーダー的に実践する人たちを環境サポーターとして登録し、環境教育や環境学習等の場へ派遣する体制を推進します。

担当部署	事業・施策	概要
衛生環境課	分別収集の体験学習	毎年、夏休みに市内小中学校と協働で、分別収集の体験学習を実施しています。(28年度は実施なし)
	環境保全活動イベントの実施	「緑川の日流域大清掃」等の地域環境保全活動を実施している地域づくり団体やNPO法人等との協働により、環境保全の実践活動を通して人材の育成を行っています。(28年度は実施なし)

教育総務課	環境教育人材育成	「環境立県くまもと」づくりの担い手の育成を図るための事業である、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」において、水俣市の環境関連施設を訪問し、語り部の講話や資料閲覧を行い、実験等を通して体験的に学習を行っています。また、市内全小中学校で社会科や総合学習の時間に、環境問題についての学習の時間を設定しており、環境活動を関連づけて、人材育成に取り組んでいます。 (事業費：1,666千円)
生涯学習課	家庭教育学級リーダー研修	家庭教育リーダー研修として、食についての講話の実施や食事の残分講演を実施しています。 (28年度は実施なし)
	宇城市生涯学習講座	三角婦人学級講座としてダンボールコンポストによる堆肥づくり講座を開催しています。 (28年度は実施なし)

個別目標 2：市民・事業者・市の参加と協働による環境活動を展開します

(2) 市民・事業者・市のパートナーシップの形成

より良い環境を育んでいくためには、一人ひとりの環境行動と、一人では出来ないことをみんなで知恵と力を出し、協力しあって行動していくことが大切です。本市では、市民主導の環境活動団体としてNPO法人「宇城市環境保全隊」が積極的な活動を展開しているほか、環境問題に熱意や見識がある各地区推薦者による「宇城市環境対策委員会」等も結成されており、市民のパワーある行動力が評価されています。今後も、市民・事業者・市がパートナーシップによる環境活動にむけた施策を展開します。

◆環境情報の共有化

- 環境に関する情報収集や情報交換を推進します。
- 環境講演会などによる交流や、組織化、団体間のネットワークづくりを推進します。

◆協働による環境活動の推進

- 市民・事業者・市で結成する「環境志民パートナーシップ会議」を結成し、身近な環境問題について協働して考え行動する取り組みを推進します。
- NPO法人等の市民主導の活動団体との協働の取り組みを強化し、イベントや清掃活動をはじめ、環境活動の輪をさらに拡大させます。
- 環境活動に意欲的に取り組む団体等の表彰を行うなど顕彰制度を推進します。

◆広域的な環境保全活動

- 流域や海域に渡る環境問題の解決や、環境行動の輪を広げる実践活動を展開するため、広域的な関連機関・団体との協働による環境活動を推進します。

◆環境宣言都市の推進

○環境宣言都市として、日々の市民総参加による環境行動の実践と、環境月間や環境シンポジウムの開催を通じた重点的取り組み等、環境にやさしいまちを推進します。

担当部署	事業・施策	概要
衛生環境課	広域的な環境保全活動	「緑川の日流域大清掃」などのイベント等を通じて、緑川流域で環境保全活動を実施している他の自治体の地域づくり団体やNPO法人等と連携して広域的な環境保全活動を実施しています。 (28年度は「緑川の日流域大清掃」は実施なし)